

## 補助金調書

補助金名	福岡市レクリエーション協会補助金				担当課 (連絡先)	市民局スポーツ推進部スポーツ推進課 (TEL 711-4657)		
交付先	団体	特定非営利活動法人 福岡市レクリエーション協会			区分	その他の補助金		
交付先決定方法	非公募	(公募の場合) 公募時期						
(公募の場合) 応募要件								
(非公募の場合) 非公募の理由	補助金の目的を達成し得る団体が限定されているため。							
補助開始年度	昭和54	年度	経過年数	47	年度			
補助金の目的 及び 補助対象事業	<p>スポーツ及びレクリエーション活動の普及振興を図ることを目的とする。 当協会が本市のスポーツ及びレクリエーションの普及振興のために行う下記の事業 に対して補助金を交付する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大会、講座等に関する事業</li> <li>・指導者育成・普及奨励に関する事業</li> <li>・組織の育成強化・運営に関する事業</li> <li>・協会の管理・運営に関する事業</li> <li>・調査研究に関する事業</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>							
補助金の終期	令和10	年度	延長回数	3	回			
終期を延長する 理由	<p>国において、スポーツを通じた健康増進の取組みとして、スポーツ・レクリエーションを 活用した効果的なプログラム等の検討が行われるなど、レクリエーションの重要性はま ずますます高まっている。</p> <p>そのような状況の中、当協会は専門的知識や経験、ネットワークなどを有しており、ま た、公益財団法人日本レクリエーション協会に加盟する、福岡市唯一のレクリエーション 協会であることから、当協会を支援することは、本市のスポーツ・レクリエーション施策を 効果的・効率的に進められるとともに、公益性があること、当面は本補助金なしでは事 業の実施が困難であることから、終期を延長するもの。</p>							
交付対象経費及び 補助金の算定方法等	その他	<p>【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「補助対象経費」は、補助事業の実施に要する経費。ただし、食料費(事業 実施のために必要な昼食代、弁当代、茶菓代等は必要最小限の範囲で可)、 交際費、その他市長が適当でないとするものを除く。</li> <li>・「補助金額」は、補助対象経費のうち、予算の範囲内で市長が決定する。</li> </ul>						
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】							
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度	前年度		前々年度		前々々年度		
	件	1	件	1	件	1	件	
	2,300 千円	2,300 千円		2,300 千円		2,300 千円		
前年度補助事業 の主な実施概要	<p>○ ニュースポーツ体験会</p> <p>○ みんなであそぼう！遊びの広場2024 など</p>							
補助金交付 による効果	事業経費の一部を負担することにより、事業内容の充実が図られる。							

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。